

1 平成22年度協議会の概要について

(1) 平成22年度岡山県海面利用協議会の概要

日時・場所 平成23年3月9日 午後3時～ ピュアリティまきび

会議の概要

①火光を利用する釣(夜焚き釣)について

夜焚き釣は減少傾向にあるものの、依然として違反が後を絶たず、海面を照射する方法も巧妙化していることから、平成21年度以降、保安部と合同で取締を行うなど、対応を強化していることを報告した。

本議題に関する委員の意見は次のとおり。

〈主な意見〉

- ・夜焚き釣は全体的には減っていると思われる。しかし、笠岡海域では真鍋島の周辺など、依然として状況が変わらない場所もある。
- ・検挙された者は違反者全体の一部にすぎない。法律で取り締まろうとすると逃れることに終始するので、船舶免許の取得若しくは更新の際に、夜焚き釣が違反であり、法令は遵守しないといけないことを十分に教育すべきだ。

②海洋牧場のルールづくりについて

海洋牧場利用のルール化について、条例での対応を検討してきたが、当面は海区委員会指示で対応することを報告し、委員の了解を得た。

本議題に関する事務局の説明及び委員の意見は次のとおり。

〈事務局の説明〉

- ・委員会指示において、船釣りの遊漁の承認制を導入するほか、かかり釣及び疑似餌針の使用の制限、全長制限、禁止区域を規定する。
- ・海洋牧場の管理運営は、地元漁業者、遊漁関係者などの利用者による管理運営協議会を新たに設立して行う。
- ・管理運営協議会が利用者に任意で協力金を募り、種苗放流などの運営経費に充てる。

〈委員の意見〉

- ・遊漁者の中には大量に漁獲して、市場へ持ち込んで売る者がいる。このような漁業者の生活を脅かすような遊漁を認めることのないようにしてほしい。
- ・ルール遵守のため、一定の強制力がある委員会指示は必要である。
- ・このようなルールができてくれば、自主的な総量規制の実施も可能になるのではないかと。
- ・地元に必要な説明をしながら、この取り組みを是非具体化させてほしい。
- ・釣の初心者では魚が釣れなくなっている状況なので、魚を保護するルールづくりを行っていく必要を感じている。遊漁者の立場からもこの取り組みを進めていってもらいたい。

(2) 平成22年度香川・岡山県広域海面利用協議会の概要

日時・場所 平成23年3月24日 午後2時～ ピュアリティまきび
会議の概要

①海面利用協議会の概要（資料の説明）

平成21年度香川・岡山広域海面利用協議会、平成22年度に両県で開催した海面利用協議会の概要について報告した。

②両県における海面利用の現状等について（資料の説明）

小型船舶(PB)の在籍数の推移、遊漁船業者の登録状況に加え、遊漁者への海面利用のルールやマナーなどの啓発状況及び現場指導状況について報告した。

○啓発活動

両 県：「海の手帳」の作成・配布（70,000部作成）

香川県：県ホームページでの情報提供

岡山県：「海で楽しむみなさんへ」の作成・配布、県管理プレジャーボート係留施設利用者へ啓発用パンフレットを配布、沿海市広報及び県ホームページでの情報提供

○現場での指導

香川県：まだこ釣、ひき釣、かごの使用

岡山県：夜焚き釣

③京都府沿岸海域における漁場利用調整について

京都府のマダイ等の一本釣漁場における、漁業者と遊漁船業者との調整事例を紹介した。

④協議会での議論

○漁場の競合等について

漁業者が釣り上げたのを見ると一斉に遊漁者が寄ってくる等、漁場の競合と、船舶の安全確保が保てないような事態が生じており、なんとかしなければいけないのではとの問題提起があり、これに対して次のような意見が出された。

〈主な意見〉

・小豆島に行く遊漁者はプレジャーボートが集中していて接触等の危険があることを認識しながら、釣りに行っている。大半の遊漁者は何らかの対策が必要と考えている。

・新聞などの釣り情報を見て遊漁者が集中することもあるので、情報提供の仕方にも注意が必要である。

・遊漁船が前後にアンカーを打って釣をしているため、漁業者の方が操業を遠慮する。注意すると後で網を切られたり、掛かった魚を持って帰られたりする。

・他県の事例を見ても、漁業者が漁場を管理し、遊漁者は漁場のルール、マナーを守るという形が明確となっている。漁業者がきちんと漁場を管理すれば、遊漁者も理解してくれるはずだ。

○資源保護のための休漁日について

漁業者は曜日を決めて休漁に取り組んでいるので、遊漁者も週に1日の休漁日を設定して取り組むべきだとの提案があり、これに対して次のような意見が出された。

〈主な意見〉

・遊漁者が休漁日を決めて守るのは困難である。

・遊漁者組織が自主的な取り組みとして始めて、周辺の釣団体等に呼びかけて取り組みを拡大していくなどの方法しかないのではないか。

(現実的には、自由を阻害することとなり、非常に困難であると思われる。)

○プレジャーボートの遊漁者の組織化について

ルール、マナーの周知には遊漁者の組織化が効果的であるが、プレジャーボートのメンテナンスを行う販売店やメンテナンス店と協力して組織化を進めるのが効率的との提案があり、これに関連した事例紹介があった。

〈事例の紹介〉

・係留場所等で組織されているグループに声をかけ、小型船安全協会の会員になってもらった。ただ、新規入会があるにもかかわらず、会員の減少に歯止めがかからない状況である。

・マリーナの方から、初年度の会費をマリーナが負担して顧客に安全協会へ加入してもらおうアイデアの提案を受け、今後実行してみることになった。次年度は安全協会から更新の案内を行い、そのうちの何割かが会員として残ってくれることを期待している。

・小型船安全協会には色々な業者が加入しているが、その顧客が加入していないのが現状である。

○その他

遊漁船のルール、マナーの遵守に関連して、不法係留者を排除することにより、これらの問題の改善が図られるのではないかとの意見が出された。

2 遊漁の現状及び問題点について

(1) 火光を利用する釣(夜焚き釣)について

1) 現在までの状況とその対応

- ・平成15年度に夜焚き釣を禁止とし、現地でパンフレットを配布するなどの周知、啓発を行った結果、夜焚き釣を行う者は大きく減少した。
- ・その後、指導、啓発が少なくなったことも影響して、平成18年度頃から再び夜焚き釣が活発化し、指導をかいくぐるような採捕も見られるようになった。
- ・そこで、夜焚き釣禁止の周知は終了したと判断し、平成20年度から指導と併せて取締による対応に転換した。
- ・その後、年間数件の検挙により夜焚き釣は減少しているものの、海面照射の方法は巧妙化している。
- ・平成21年度からは海上保安部と合同取締を実施するなど、対応を強化しているところである。
- ・平成23年度は、取締の他、陸上からの夜焚き釣への対応として、遊漁船業者に啓発用パンフレットを配布し、営業所及び遊漁船への掲示及び利用者への周知・徹底を依頼した。



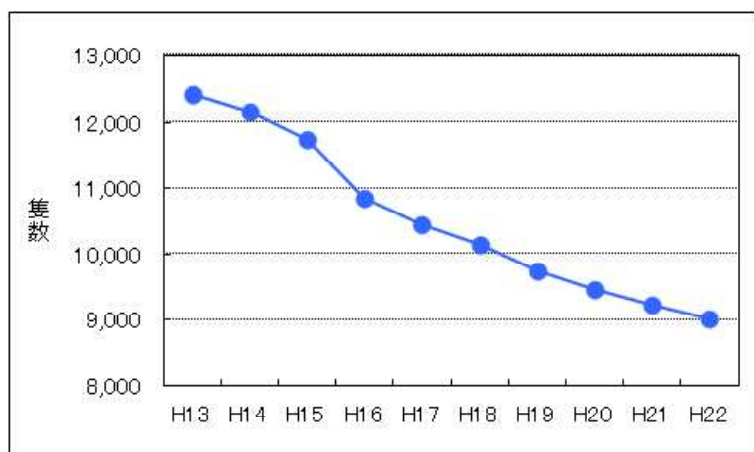
啓発用パンフレット
(夜焚き釣の部分抜粋)

2) 岡山県海面での夜焚き釣の取締状況

機 関 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
海上保安部	1 (3)	7 (10)	2 (3)	3 (7)
岡 山 県	2 (4)	2 (3)	1 (2)	1 (1)
合 計	3 (7)	9 (13)	3 (5)	4 (8)

※ 数字は検挙件数、括弧内は検挙人数

(2) 小型船舶在籍数について

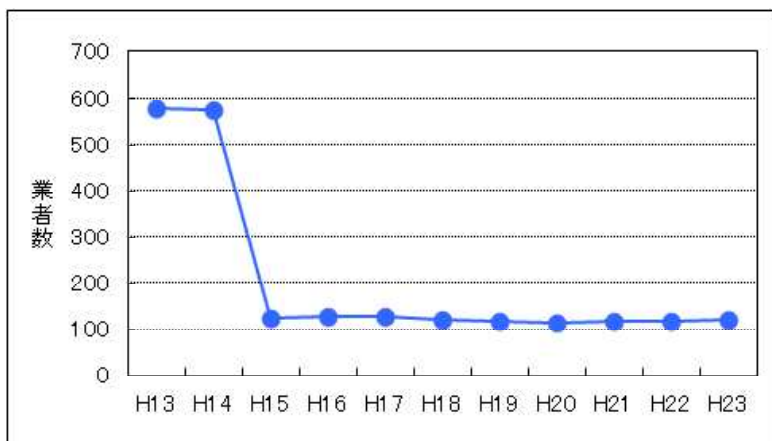


年度	隻数
H13	12,425
H14	12,154
H15	11,751
H16	10,840
H17	10,454
H18	10,152
H19	9,747
H20	9,464
H21	9,227
H22	9,027

※ 日本小型船舶検査機構資料による

(3) 遊漁船業者について

遊漁船業者数（営業所）の推移

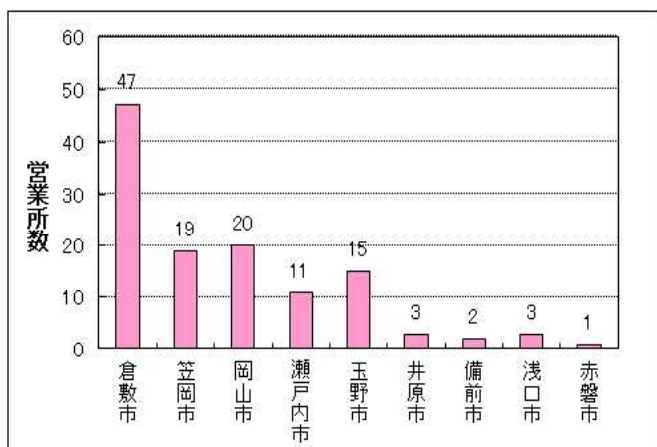


年度	業者数
H13	580
H14	577
H15	124
H16	127
H17	129
H18	122
H19	116
H20	114
H21	117
H22	118
H23	121

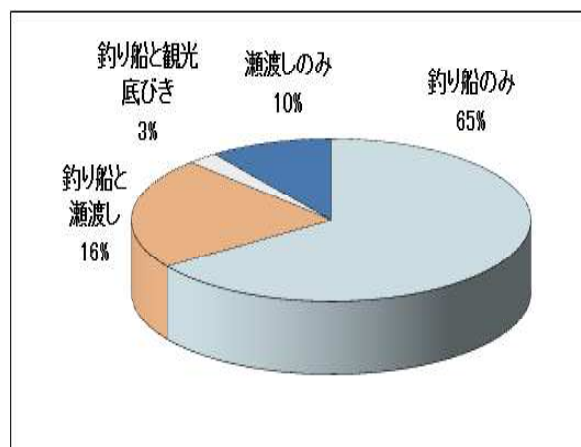
※ 平成13～14年度は届出数、平成15～23年度は登録数

※ 平成21年度から、登録している遊漁船業者の一覧及び遊漁船業者の遵守事項、登録の手続き等の案内を県のホームページに掲載している。

市町村別登録業者数（営業所）



業種別登録業者数



3 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について

(1) 平成23年度普及、啓発、指導実績

1) 普及・啓発実績

- ①「海の手帳」を44,000部作成し、釣具店やマリーナ等へ配布した。
- ②「海で楽しむみなさんへ」を作成し、海技免許更新時における配布を尾道海技学院等へ依頼した。
- ③県管理プレジャーボート係留施設を利用する船舶所有者へ啓発用パンフレット1,330部を配布した。
- ④県内の遊漁船業者へ啓発用パンフレット595部を配布した。
- ⑤遊漁者への啓発記事（夜焚き釣、まきえ釣等の禁止）を、岡山市の広報誌へ掲載した。（別添「資料1」）

2) 主な指導実績

- ①通常の実績、指導業務のなかで、遊漁者への指導等を行った。

(2) 平成24年度普及、啓発、指導計画

1) 普及・啓発計画

- ①「海の手帳」を作成し、釣具店、マリーナ等へ配布
- ②「海で楽しむみなさんへ」を作成し、尾道海技学院等へ配布
- ③県管理プレジャーボート係留施設を利用する船舶所有者へ、啓発用パンフレットを配布

2) 指導計画

夜焚き釣ほか法令を遵守していない事態や漁場を巡るトラブルが発生したときは、随時現地での指導及び解決策を講じる。

4 海洋牧場のルールづくりについて（別添「資料2」）

5 香川・岡山県広域海面利用協議会委員の選出について

(1) 香川・岡山県広域海面利用協議会委員の選任（案）

氏名	役職	備考
井本 瀧雄	笠岡市漁業協同組合代表理事組合長	
奥野ミエ子	岡山県漁協女性部連絡協議会会長	
尾崎 満	(社)マリーナビーチ協会岡山県支部長 岡山県東部地区小型船安全協会会長	
川淵 義徳	日生町漁業協同組合理事	
中田 康彦	倉敷ツロットサーフ顧問	
西田 久志	笠岡観光釣船漁業組合長	
森 直樹	水島海上保安部航行安全課長	

(2) 香川・岡山県広域海面利用協議会協議会開催日時・場所

開催日時：平成24年3月22日(木) 14時から
場 所：高松市番町4-1-10
香川県庁 会議室